3章　岡崎市の緑を取り巻く現状

3-1　岡崎市の概況

（1）人口構成と将来人口

岡崎市の人口は 387,106 人（令和 2（2020）年 4 月現在）です。

世代別（年少・生産年齢・老年）の人口割合（令和 2（2020）年 4 月現在）は、年少人口 14.3%、生産年齢人口 62.4%、老年人口 23.3%となっています。

世代別の人口割合を、全国の傾向と比較すると、岡崎市は年少人口・生産年齢人口はやや多く、老年人口で割合が低くなっています。

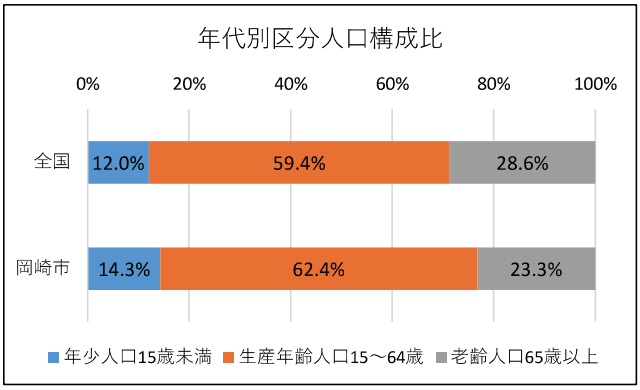
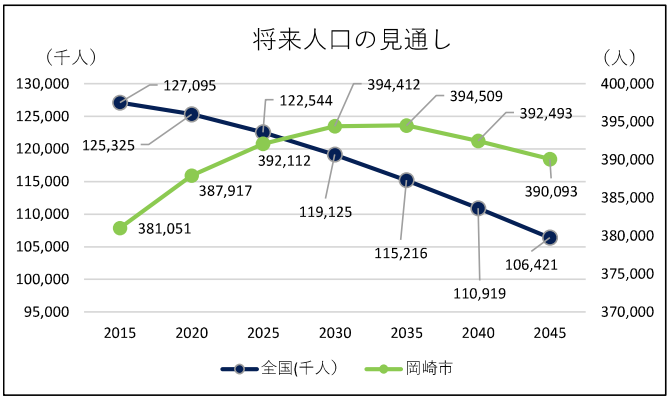


図 3-1　年代別区分人口構成比

また、国内全体での人口は、平成 27（2015）年以降右肩下がりに減少が継続（国立社会保障・人口問題研究所の推計）する一方、本市の人口は令和 17（2035）年ごろまで増加で推移、その後減少に転じることが予想されています。



出典）全国データ：国立社会保障・人口問題研究所（社人研）H29（2017）年度推計値　岡崎市：市による推計データ

図 3-2　将来人口の見通し

（2）都市計画区域の状況

令和 2（2020）年 4 月現在、本市の総面積のうち市街化区域*面積 58.53 ㎢、市街化調整区域*面積 202.26 ㎢が、都市計画区域として指定されています。

前回緑の基本計画の中間改訂前（平成 22（2010）年 12 月）に、都市計画区域の変更（旧額田町の一部の市街化調整区域への編入）が行われました。

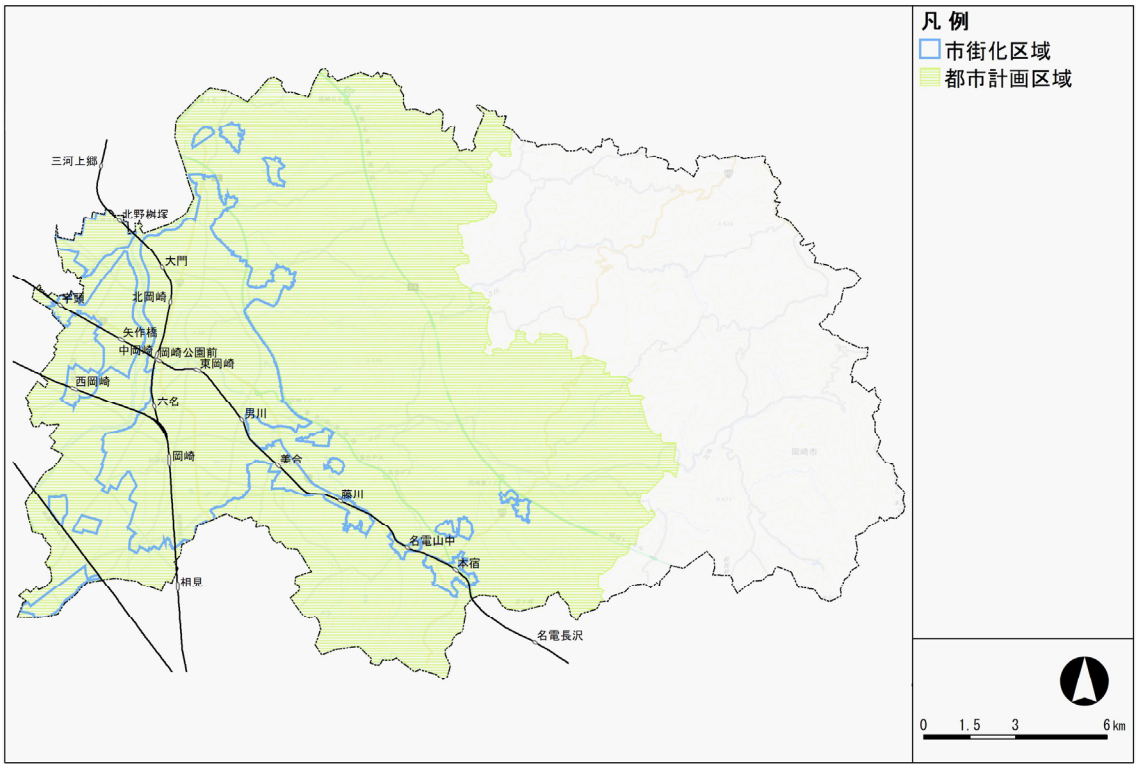
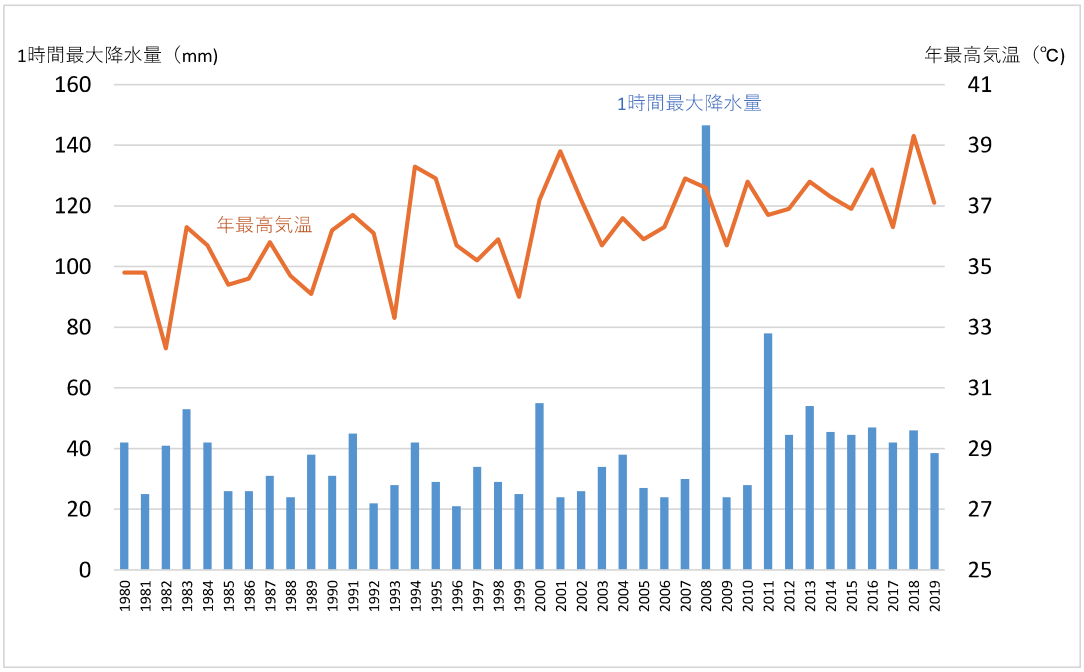


図 3-3 都市計画区域の状況

(3) 気候

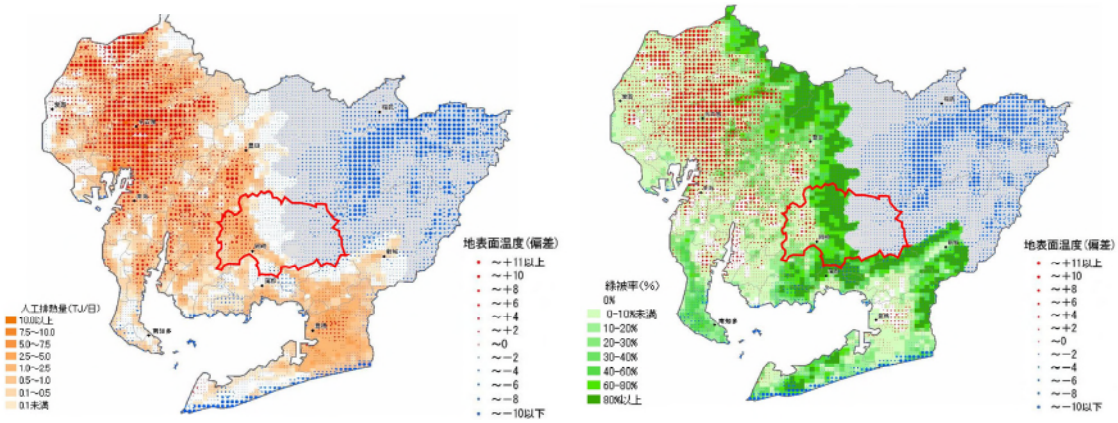
市内の年最高気温の経年変化をみると、1980 年代以降徐々に上昇傾向にあります。また 1 時間当たりの最大降水量も増大しており、集中豪雨が発生しやすくなる傾向となっています。



出典）気象庁

図 3-4　年最高気温と 1 時間最大降水量の経年変化状況

愛知県による人工排熱量及び緑被の分布と地表面温度の関係を示したデータでは、都市化が進み緑被の少ない市街化区域で人口排熱量が多く、地表面温度が高くなる傾向が示されています。



出典）ヒートアイランド緩和対策マニュアル（改訂版）（愛知県　平成 22 年 3 月）　に一部追記

図 3-5　人工排熱量・緑被分布と昼間地表面温度分布の関係

3-2 岡崎市の緑の現状

（1） 緑被地率*・緑地率*

本市の緑を緑被地や緑地の現状から把握します。

「緑被地」とは植物などで覆われた土地をいい、農地や水面、森林、公園の緑などが含まれます。また、「緑地」とは、都市公園などの施設緑地や、土地利用規制などで指定された地域制緑地の区域をいいます。

■緑被地の範囲

・植物や水面などの緑で被われた土地の範囲で、下図の赤線で囲まれた部分



■緑地の範囲

・都市公園などの施設緑地や土地利用規制などで指定された地域制緑地の区域の土地で、下図の青線で囲まれた部分



図 3-6　緑被地や緑地の対象となる範囲の概念図

(2) 市域全域の緑被地の現状

①緑被地の分布状況

本市の緑被地は、市街化区域に隣接して市中央部から東部の山地にかけてまとまった森林が分布し、西部の平野や河川沿いの平坦地に水田、畑などの農地が広がります。

市域全域における緑の量の経年変化をより簡易的・効率的に把握するため、国土交通省が公表する「国土数値情報」を用いて、市域の緑被地率を計測しました。対象とするメッシュ分類は「田」「その他農用地」「森林」「河川地及び湖沼」の 5 区分としました。

直近の 2 か年でのデータを比較すると、「田」「その他農用地」の区分において減少が顕著な一方、「森林」区分ではやや増加する傾向が見られました。

表 3-1 緑被地の評価対象メッシュの種類

田	湿田・乾田・沼田・蓮田及び田とする。
その他農用地	麦・陸稲・野菜・草地・芝地・果樹・茶・桐・はぜ・こうぞ・しゅろなどを栽培する土地とする。
森林	多年生植物の密生している地域とする
河川地及び湖沼	人工湖・自然湖・池・養魚場などで平水時に常に水を湛えているところ及び河川・河川区域の河川敷とする。

表 3-2 緑被地率の状況

	市街化区域		都市計画区域		市全域	
	H26(2014)	H28(2016)	H26(2014)	H28(2016)	H26(2014)	H28(2016)
田	202.4	148.7	3153.5	2912.5	3804.0	3443.6
その他農用地	49.1	47.2	663.7	638.9	759.6	734.8
森林	186.7	170.3	13225.5	13394.6	24768.3	25053.5
河川地及び湖沼	257.7	246.4	926.4	942.1	943.4	971.6
合計	695.9	612.6	17969.1	17888.1	30275.3	30203.5
区域面積	5796.0	5796.0	26079.0	26079.0	38712.0	38712.0
緑被地率	12.0%	10.6%	69.0%	68.6%	78.2%	78.0%

単位：ha

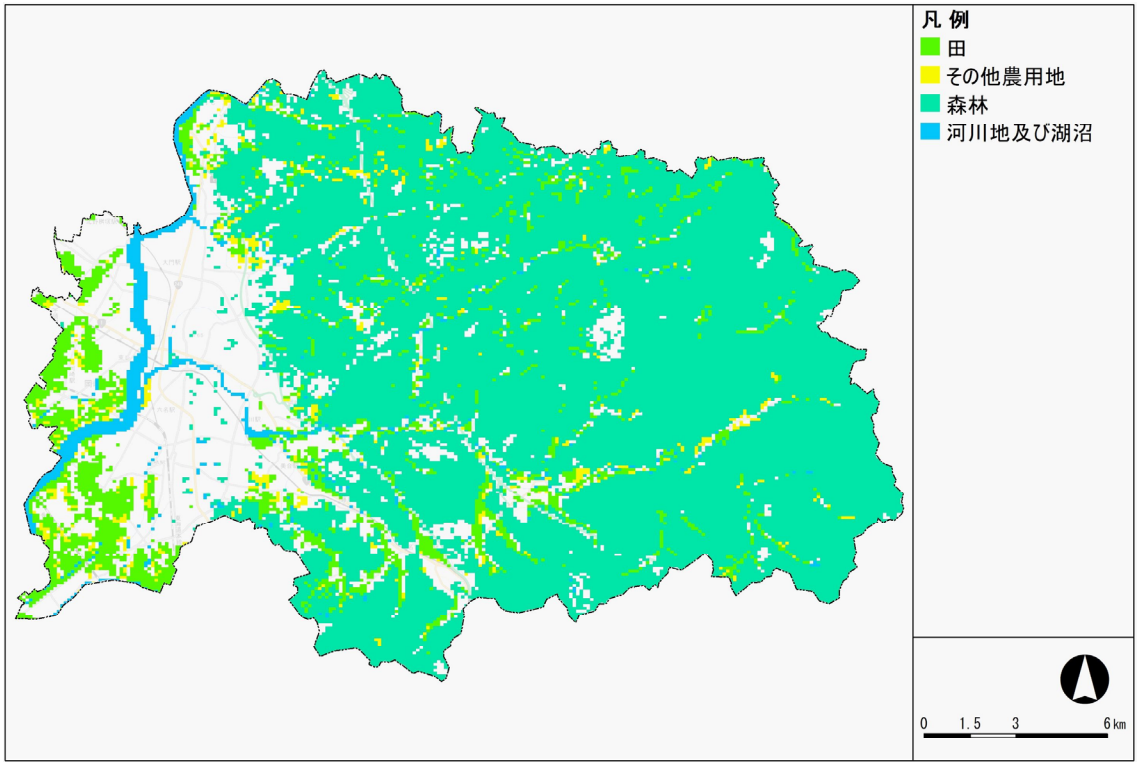


図 3-7　岡崎市全域の緑被地

②森林の状況

本市の森林は主に中部～東部にかけて広がっており、令和元（2019）年で 23,055ha と市域の約 6 割を占めています。このうち約 6 割がスギ・ヒノキなどの人工林、約 4 割が天然林です。

地目別では民有林が 98%程度を占め、民有林の割合が圧倒的に多くなっています。

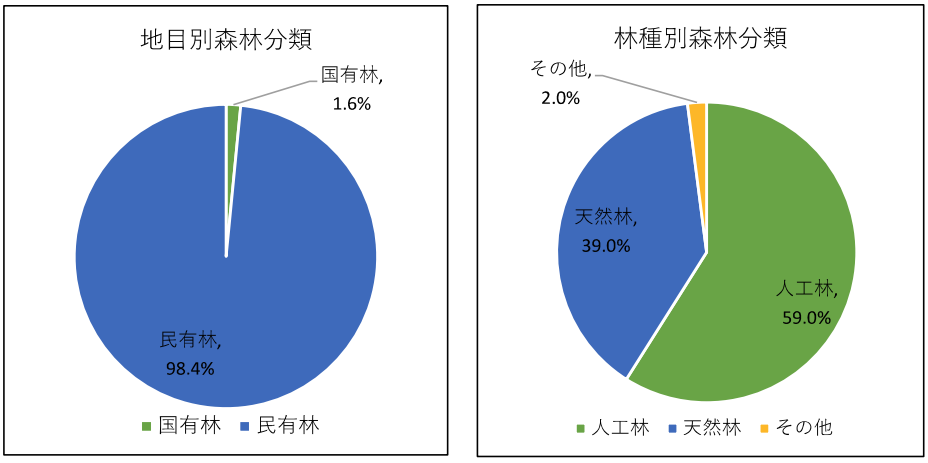


図 3-8　岡崎市の森林の状況

このうち人工林は主に「岡崎市森林整備ビジョン」によって計画対象に位置付けられており、間伐などの適正な維持管理に向けた整備目標が定められていますが、近年林業従事者の高齢化などに伴う担い手減少が大きな課題となっています。

③農地の状況

本市の農地は平成 30（2018）年度で 3,260ha となっており、市域全体では水田が約 7 割、畑地が約 3 割となっています。

農地の減少傾向は継続しており、平成 25（2013）年以降では年間 30ha 前後の農地転用*が発生しています。また農地の約 13%にあたる 432ha(平成 27（2015）年度時点)がいわゆる耕作放棄地となっています。

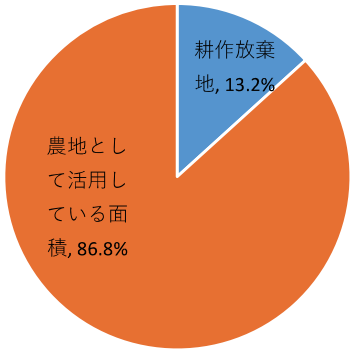


図 3-9 耕作放棄地の状況

（3） 市街化区域の緑被地の現状

前述の国土数値情報による緑被地の評価は、市域全域での直近年次でのデータが得られる一方、衛星画像による 100m メッシュデータを使用するため、市街化区域に残存する小規模な樹林地などは評価しにくいというデメリットがありました。このことから、市街化区域の緑被地の現状をより詳細に把握するため、都市計画基礎調査における自然的土地利用データを使用した緑被地の状況を示します。

ここでは、自然的土地利用のうち「田」「畑」「山林」「水面」「その他の自然地」及び都市公園などが分類される「公共空地」に加え、ふるさとの森のように条例において選定される社寺林に該当する「公益施設用地」区分を緑被地とみなしています。また、同条例の選定箇所以外でも、国土数値情報による 100ｍメッシュデータと都市計画基礎調査結果を重ね、国土数値情報上で緑地と判別されるメッシュに 50%以上重複する「比較的まとまった緑」が存在するとみなせる公益施設用地をあわせて対象としました。

表 3-3 都市計画基礎調査における土地利用分類と緑被地の対象

土地利用分類	細分用途
公益施設用地	官公庁施設、文教厚生施設（学校、病院、神社仏閣など）、供給処理施設（処理場、浄水場、変電所など）
田	水田
畑	畑、樹園地、採草地、養鶏（牛・豚）場
山林	樹林地
水面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
その他の自然地	原野・牧野、荒れ地（耕作放棄地など自然的状況のもの）、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
公共空地	公園・緑地、広場、運動場、墓苑
住宅用地	住宅、共同住宅、店舗棟併用住宅、作業所併用住宅
商業用地	業務施設、商業施設、宿泊施設、商業系用途複合施設
工業用地	工場
農林漁業施設用地	農林漁業用施設（農業用納屋、畜舎門失、農林漁業用作業場など）
道路用地	道路、駅前広場
交通施設用地	運輸倉庫施設
その他の公的施設用地	防衛施設用地
その他の空地	ゴルフ場、太陽光発電システムを直接整備している土地、平面駐車場、及び上記以外の都市的土地利用（建物跡地、資材置き場、改変工事中の土地、法面（道路、造成地などの主利用に含まれない法面））
低未利用地	

出典）国土交通省都市計画基礎調査実施要領（平成 31（2019）年 3 月　国土交通省都市局）

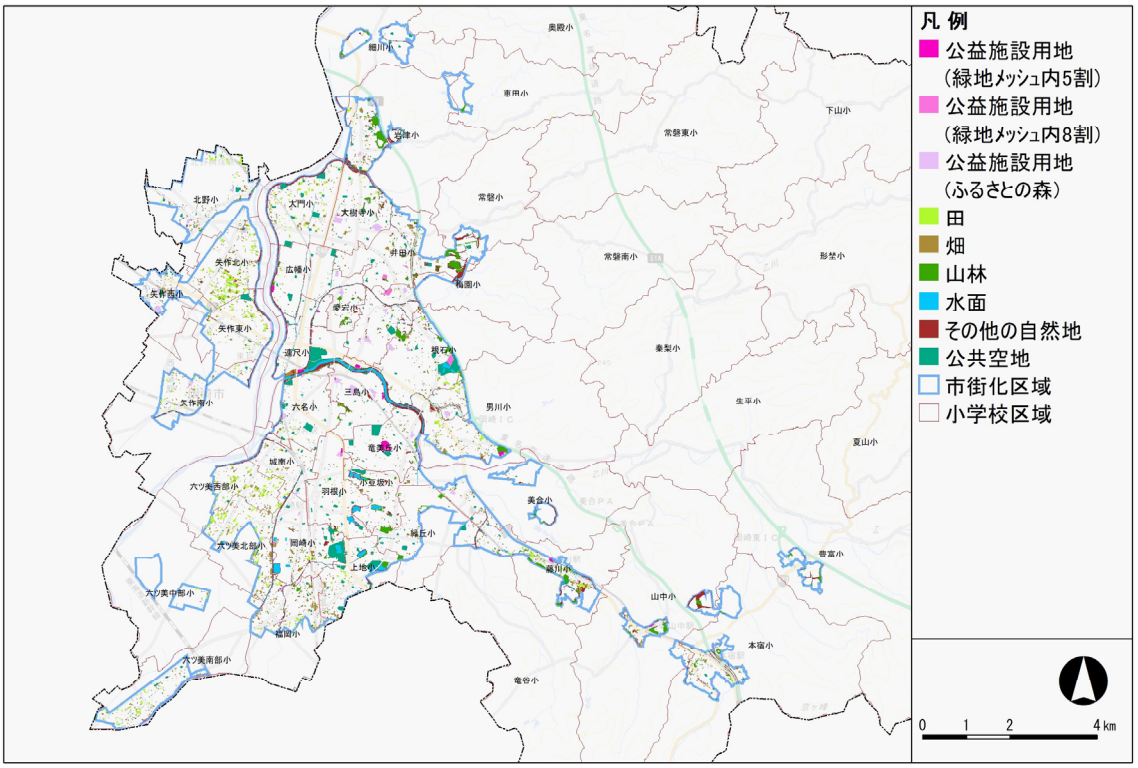


図 3-10 市街化区域の緑

市街化区域で最も多い緑の種類は河川敷沿いに主に分布する「その他の自然地」、次いで「畑」「公共空地（都市公園など）」となっています。また社寺林や教育施設などのうち比較的まとまった緑を有する土地も 7.5%を占めています。

最もまとまった緑は岡崎公園や南公園、東公園といった都市公園が見られるほか、小豆坂小学区・岡崎小学区・上地小学区などではため池、市西部の矢作周辺では田畑など、地域によって異なる緑があります。

表 3-4 市街化区域の緑被地の現状

	面積（㎡）	緑被地の割合
社寺林など公益施設用地	545,078	7.5%
田	785,373	10.8%
畑	1,536,130	21.1%
山林	815,332	11.2%
水面	677,885	9.3%
その他の自然地	1,571,388	21.5%
公共空地	1,363,963	18.7%
緑被地合計	7,295,149	
緑被地割合（市街化区域）	12.5%	

（4） 緑地の現状

①都市計画区域の緑地の現状

本市における緑地は大きく施設緑地、地域制緑地の 2 区分に分けられます。

施設緑地は都市公園を代表とした公共施設として管理される緑地、及び学校体育施設・社寺・福祉医療施設など一定の担保性が確保された民間施設の緑地が対象となります。

一方の地域制緑地は各種法令などにより、一定の担保性が確保された緑地が対象となります。

令和元（2019）年時点での緑地率は、市街化区域 15.2%（緑地面積 890.49ha）、都市計画区域 62.4%(緑地面積 16276.77ha)となっています。本計画の前回策定時（平成 28（2016）年 3 月）の当初実績と比較すると、市街化区域内でやや減少、市街化調整区域と都市計画区域全体としてはほぼ横ばいとなりました。

市街化区域の内、都市公園は新たな整備により増加した一方、民間施設緑地及び地域制緑地はやや減少しました。そのうち、生産緑地*地区の減少は前回計画の中間評価においても確認されており、減少傾向が継続していると言えます。

都市計画区域全体では保安林*区域で減少があった一方、平成 29（2017）年度の市街化調整区域での新たな文化財指定（桜井寺、北山湿地）がありました。

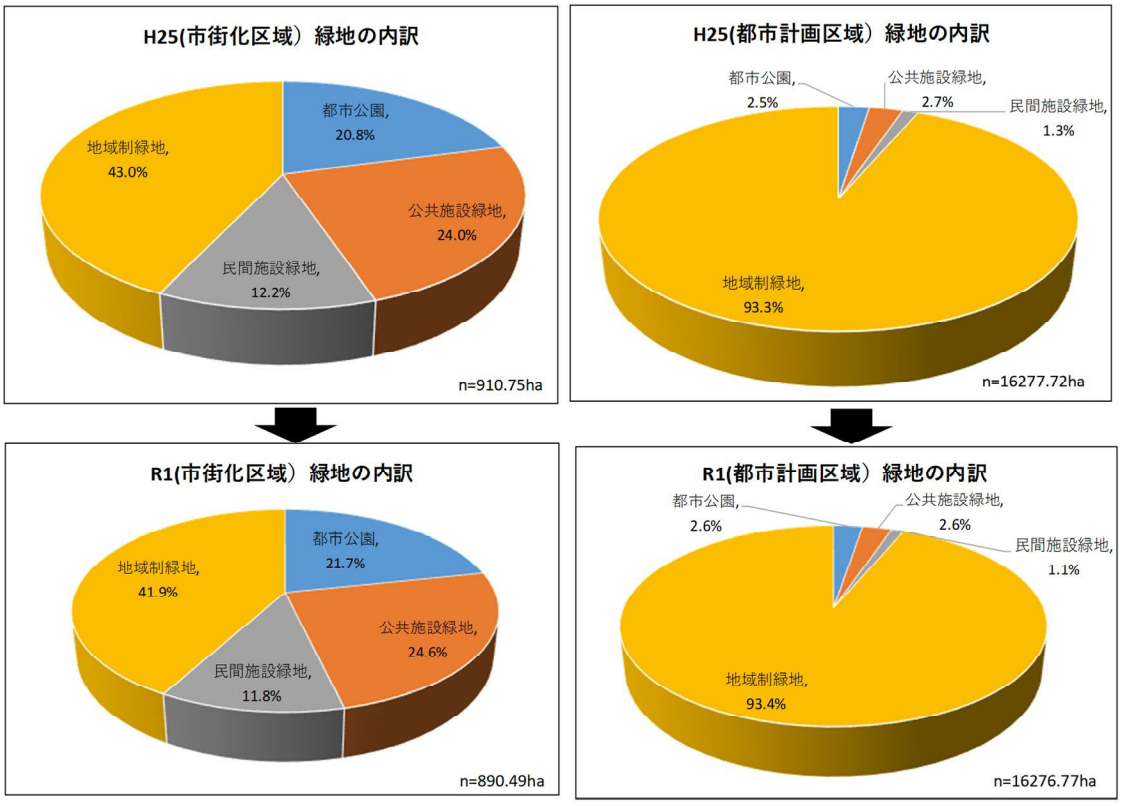


図 3-11 緑地率内訳の推移

表 3-5 緑地率の推移

		H25(2013)			R1(2019)		
		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
施設緑地	都市公園	189.61	215.75	405.36	193.43	235.24	428.67
	公共施設緑地	218.50	210.26	438.76	218.80	209.88	428.68
	民間施設緑地	111.44	93.94	205.38	104.72	75.44	180.16
地域制緑地		451.11	19,226.27	19,677.38	431.06	19,263.83	19,694.89
（地域制緑地重複分）		44.50	4,005.30	4,049.80	41.35	4,028.83	4,048.38
（施設緑地・地域制緑地重複分）		59.90	373.96	433.86	57.53	368.96	433.66
補正後合計面積（ha）		910.75	15,366.96	16,277.72	890.49	15,386.29	16,276.77
市域面積（ha）		5,796	20,283	26,079	5,853	20,226	26,079
緑地率（%）		15.71%	75.76%	62.42%	15.21%	76.07%	62.41%

【緑地率の考え方について】

緑の基本計画第 2 次計画（岡崎市緑の基本計画 2011）において「緑の量」の主要な指標となっていた緑地率は、主に地域制緑地についてそれぞれの特徴を加味し、緑地率を構成する緑地の種類を市街化区域・都市計画区域で異なる設定としていました。具体的には、市街化区域の緑地面積には保安林・地域森林計画対象民有林*・文化財を含まず、市街化調整区域では含むものとしています。

以下に市街化区域・都市計画区域それぞれの緑地率を構成する緑地の種類を表で示し、次頁では令和元（2019）年度の緑地率の内訳を示しています。

表 3-6 緑地率の構成

緑地種別		市街化区域	都市計画区域
施設緑地（都市公園）		×（対象地無し）	×（対象地無し）
地域制緑地	特別緑地保全地区	○	○
	風致地区	○	○
	生産緑地	○	×（対象地無し）
	保安林区域	×（含まない）	△（市街化調整区域のみ含む）
	河川区域	○	○
	農業用振興地域農用地区域	×（対象地無し）	○
	地域森林計画対象民有林	×（含まない）	△（市街化調整区域のみ含む）
	自然公園区域・国定公園特別地域	×（対象地無し）	×（対象地無し）
	自然公園区域・国定公園普通地域	×（対象地無し）	×（対象地無し）
	自然公園区域・県立自然公園特別地域	×（対象地無し）	×（対象地無し）
	自然公園区域・県立自然公園普通地域	×（対象地無し）	×（対象地無し）
	自然環境保全地域	×（対象地無し）	○
	保存樹林	×（対象地無し）	×（対象地無し）
	文化財（天然記念物＋史跡）	×（含まない）	△（市街化調整区域のみ含む）
	緑地協定	○	○

表 3-7　緑地率の内訳(R1(2019)年詳細版)

			R1年度 市街化区域 面積（ha）	市街化調整区域 面積（ha）	都市計画区域 面積（ha）	データ出典
施設緑地（都市公園）	住区基幹公園	街区公園	40.26	7.04	47.30	市統計データによる
		近隣公園	32.76	4.33	37.09	市統計データによる
		地区公園	7.90	0.00	7.90	市統計データによる
		小計	80.92	11.37	92.29	
	都市基幹公園	総合公園	41.71	0.00	41.71	市統計データによる
		運動公園	0.00	0.00	0.00	市統計データによる
		小計	41.71	0.00	41.71	
		基幹公園計	122.63	11.37	134.00	
	特殊公園	風致公園	0.00	17.89	17.89	市統計データによる
		動植物公園	0.00	0.00	0.00	市統計データによる
		歴史公園	12.69	0.00	12.69	市統計データによる
		墓園	0.00	20.78	20.78	市統計データによる
		その他	0.00	0.00	0.00	市統計データによる
		小計	12.69	38.67	51.36	
	広場公園		0.00	0.00	0.00	市統計データによる
	広域公園		0.00	106.90	106.90	市統計データによる
	緩衝緑地		0.00	0.00	0.00	市統計データによる
	都市緑地		54.24	78.04	132.28	市統計データによる
	緑道		3.87	0.26	4.13	市統計データによる
	都市林		0.00	0.00	0.00	市統計データによる
	国の設置		0.00	0.00	0.00	市統計データによる
	都市公園計		193.43	235.24	428.67	
施設緑地（公共施設）			218.80	209.88	428.68	市統計データによる
施設緑地（民間施設）			104.72	75.44	180.16	市統計データによる
施設緑地計			**516.95**	**520.25**	**1037.51**	

【地域制緑地】

			R1年度 市街化区域 面積（ha）	市街化調整区域 面積（ha）	都市計画区域 面積（ha）	データ出典
地域制緑地	法によるもの	特別緑地保全地区	0.00	0.00	0.00	市統計データによる
		風致地区	170.70	598.70	768.40	市統計データによる
		生産緑地	87.30	0.00	87.30	市統計データによる
		保安林区域	4.36	2555.56	2559.92	国土数値情報（H27年度データ）による
		河川区域	160.41	1085.89	1246.30	国土数値情報（H27年度データ）による
		農業用振興地域農用地区域	0.00	2721.00	2721.00	国土数値情報（H27年度データ）による
		地域森林計画対象民有林	78.35	11947.57	12025.92	国土数値情報（H27年度データ）及び愛知県データによる
		自然公園区域・国定公園特別地域	0.00	287.00	287.00	市統計データによる
		自然公園区域・国定公園普通地域	0.00	0.00	0.00	市統計データによる
		自然公園区域・県立自然公園特別地域	0.00	0.00	0.00	市統計データによる
		自然公園区域・県立自然公園普通地域	0.00	0.00	0.00	市統計データによる
		自然環境保全地域	0.00	19.86	19.86	市統計データによる
		保存樹林	0.00	0.00	0.00	―
		文化財(天然記念物＋史跡)	14.90	34.45	49.35	市統計データによる
		緑地協定	38.70	13.80	52.50	市統計データによる
		小計	554.72	19263.83	19817.55	
		小計（風致・生産除くその他法）	296.72	18665.13	18961.85	
	条例などによるもの	ふるさとの森	15.30	0.00	15.30	
		小計	15.30	0.00	15.30	
	地域制緑地間の重複		41.35	4028.83	4048.38	
	地域制緑地間の重複率		0.07	0.21	0.20	
地域制緑地合計			570.02	19263.83	19832.85	
地域制緑地合計（重複抜き）			528.68	15235.00	15784.47	
地域制緑地合計（重複及び文化財・地域森林計画対象民有林・保安林除く）			431.06	697.42	1149.28	
			472.41			
施設・地域間の重複			57.53	368.96	433.66	
施設・地域間の重複率			0.06	0.02	0.03	
緑地総計１			988.10	15386.29	16388.31	
緑地総計２			**890.49**	848.71	1753.12	
緑地総計３					**16276.77**	
総面積（ha）			5,853	20,226	26,079	
緑地率※1			16.88%	76.07%	62.84%	
緑地率※2			15.21%	4.20%	6.72%	
緑地率※3					62.41%	

赤字：　前回計画に基づき評価指標とすべき値（計画掲載値）

緑地総計１：表中のすべての緑地を含む

緑地総計２：文化財・地域森林計画対象民有林・保安林地区を含まない

緑地総計３：市街化区域は文化財・地域森林計画対象民有林・保安林地域を含まず、市街化調整区域では含む値

※１：緑地総計１に基づき、都市計画区域・市街化区域ともに文化財・地域森林計画対象民有林・保安林地区を含む緑地率

※２：緑地総計２に基づき、文化財・地域森林計画対象民有林・保安林地区を含まない緑地率

※３：緑地総計３に基づき、市街化区域は文化財・地域森林計画対象民有林・保安林地域を含まず、市街化調整区域では含む値を使用して都市計画区域全体を算出した緑地率

②都市公園

ア．都市公園の整備量

市内の都市公園の整備状況は令和 2（2020）年 4 月時点において 254 カ所、市全域における一人当たりの公園面積は 11.07 ㎡(令和 2（2020）年 4 月 1 日の人口 387,106 人で算出)で、市の定めた標準的な整備量を上回る水準を維持しています。

整備面積 428.67ha のうち約 4 分の 1 を岡崎中央総合公園（広域公園*）が占めるほか、本市の代表的な都市公園である東公園・南公園（総合公園*)、村積山自然公園（風致公園)、岡崎公園（歴史公園）などで約 16%、市民の住環境に身近な公園として整備される住区基幹公園（街区公園*・近隣公園*・地区公園*の 3 区分）は 21.5%を占めています。

近年、新しく整備された規模の大きい都市公園としては、JR 岡崎駅南の駅南中央公園（近隣公園）などがあります。

表 3-8　岡崎市都市公園内訳表(令和 2(2020)年 4 月 1 日現在)

公園種別		箇所数	面積 ha	割合
街区公園		182	47.3	11.0%
近隣公園		21	37.09	8.7%
地区公園		2	7.90	1.8%
総合公園		2	41.71	9.7%
特殊公園	風致公園	1	17.89	4.2%
	歴史公園	3	12.69	3.0%
	墓　園	1	20.78	4.8%
広域公園		1	106.90	24.9%
都市緑地		32	132.28	30.9%
緑　道		9	4.13	1.0%
合　計		254	428.67	

市街化区域における歩いて行ける都市公園などのカバー面積（都市公園及びこども広場・児童遊園から半径250ｍの占める範囲）割合は69.4%（平成30（2018）年度）となっています。前回計画の中間年時点（68.9%）と比較すると割合は増加した一方、矢作地域や六ツ美西部地域近辺では引き続き空白地帯が見られます。

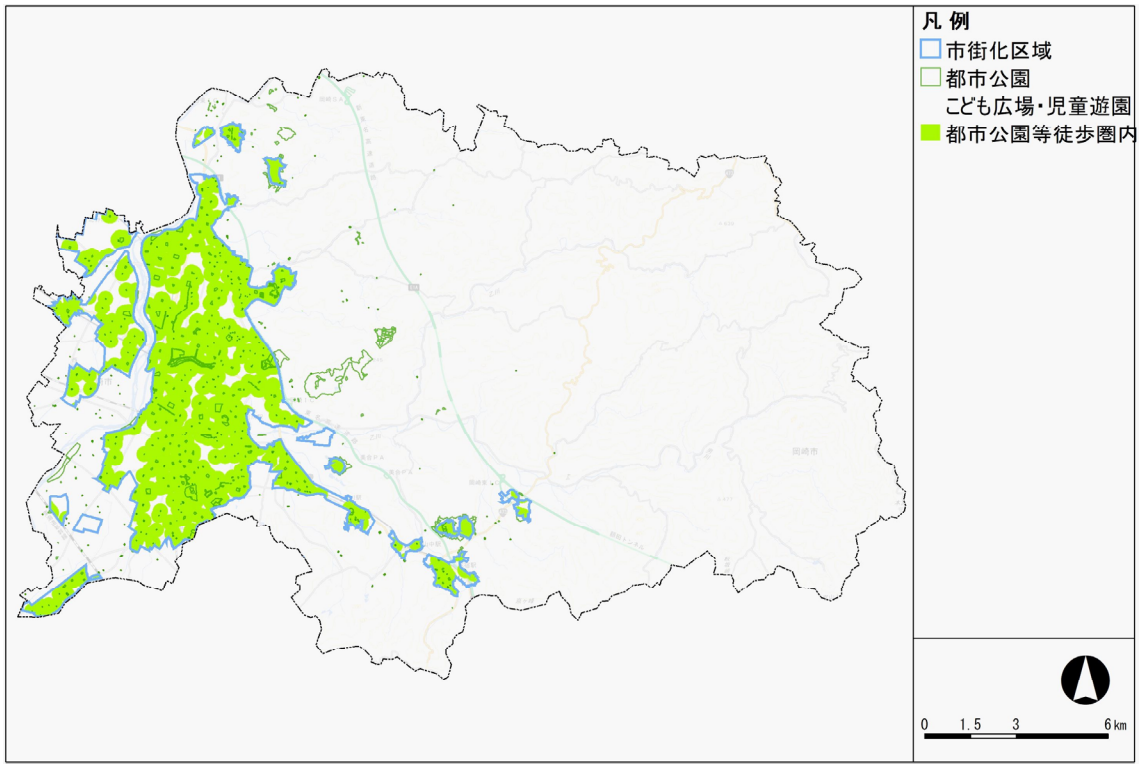


図 3-12　都市公園などに歩いて行ける範囲の分布状況（市街化区域対象）

支所別の都市公園整備状況では、大平支所、東部支所などで市全体平均を大きく超過する一人当たり公園面積が得られている一方で、矢作支所・六ツ美支所などでは市平均の約半分程度の整備量となっています。

表 3-9　岡崎市都市公園支所別整備状況一覧（令和 2（2020）年 4 月現在）

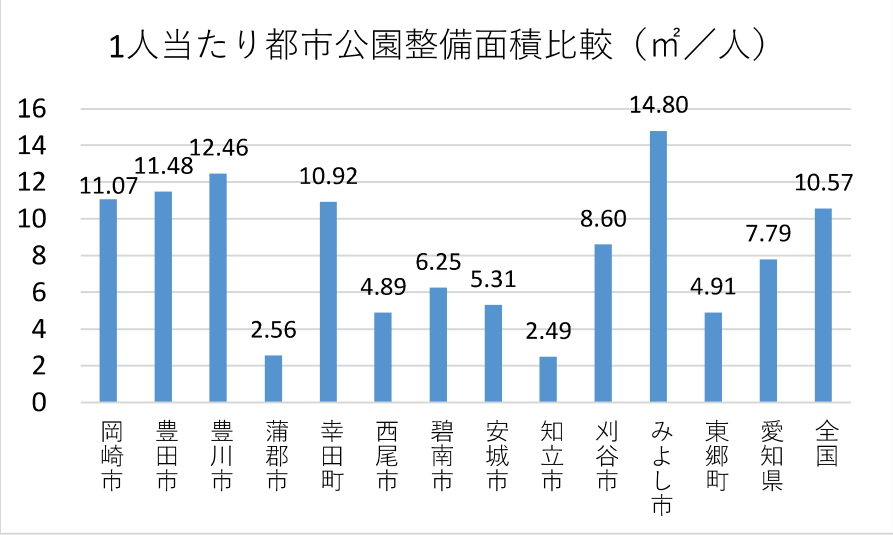
公園種別		本庁管内		岡崎支所		大平支所		東部支所		岩津支所		矢作支所		六ッ美支所		額田支所（都市計画区域内）	
		箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha
街区公園		62	15.82	30	9.02	19	3.99	17	3.94	31	8.63	11	1.94	11	3.32	1	0.64
近隣公園		7	12.50	5	9.46	2	2.6	0	0	5	8.32	1	0.90	0	0.00	1	3.31
地区公園		1	5.10	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2.80	0	0.00	0	0.00
総合公園		1	26.91	1	14.8	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00
特殊公園	風致公園	0	0.00	0	0	0	0	0	0	1	17.89	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	歴史公園	2	11.09	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.60	0	0.00	0	0.00
	墓　園	0	0.00	0	0	1	20.8	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00
広域公園		0	0.00	0	0	1	106.9	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00
都市緑地		11	38.16	4	3.8	4	8.21	5	40.54	4	14.06	3	5.30	1	22.21	0	0.00
緑　道		5	3.01	1	0.06	2	0.91	0	0	1	0.15	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		89	112.59	41	37.14	29	143.39	22	44.48	42	49.05	17	12.54	12	25.53	2	3.95
人口（人）		115,472		59,747		31,220		21,128		49,266		58,473		43,943		4,696	

岡崎市（都市計画区域内）
公園面積　428.67 ha
人口　383,945 人
1人当り公園面積　11.16（㎡／人）

岡崎市（全市）
公園面積　428.67 ha
人口　387,106 人
1人当り公園面積　11.07（㎡／人）

イ．近隣自治体における都市公園整備水準との比較

全国、愛知県及び県内近隣自治体の公園整備水準（一人当たり都市公園整備面積）を見ると、本市は全国平均、県平均をいずれも超える高い整備水準を維持しているといえます。



出典）平成 30 年度末愛知県都市公園現況（岡崎市のみ令和 2（2020）年 4 月現在）

図 3-13　一人当たり公園整備面積の比較

ウ．都市公園の経年状況と改修・整備・運営維持管理費用の状況

本市における主な都市公園の整備時期は 1970～1980 年代に集中しており、現在は開設後 40 年を経過する老朽化した施設が増加しています。

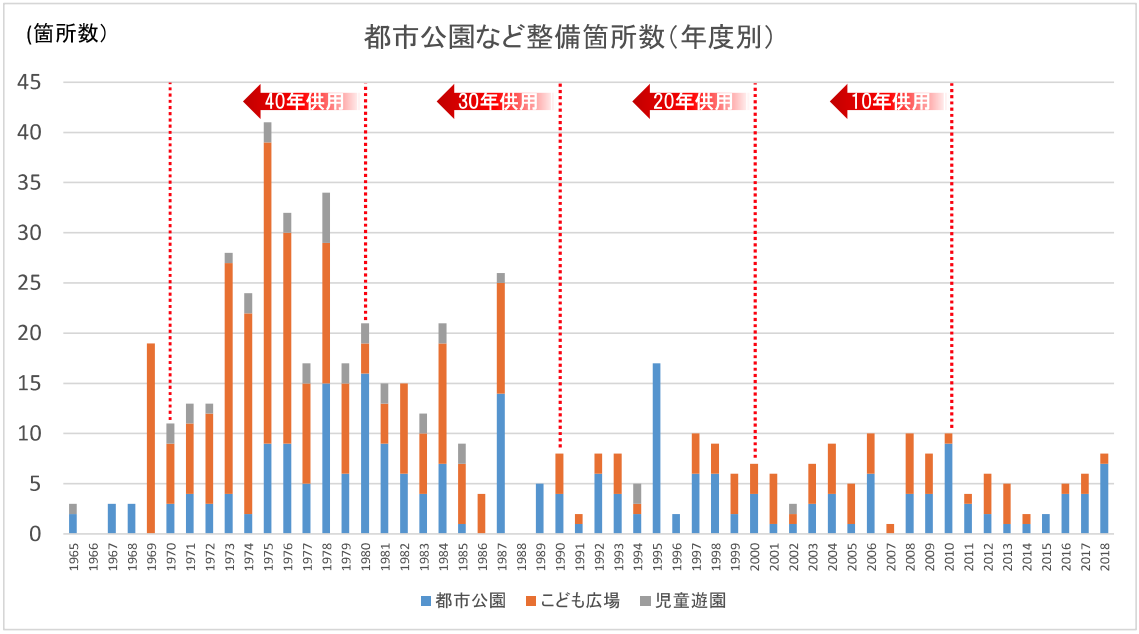


図 3-14　岡崎市における都市公園など整備箇所数(年度別)

また、公園の整備費用は 1980 年代後半をピークとして社会経済状況を背景に年々減少を続けています。一方で公園の運営維持管理に関するコストは全体として増加しており、老朽化した公園の改修・再整備や機能向上に関するコストは今後も増加が予想されます。

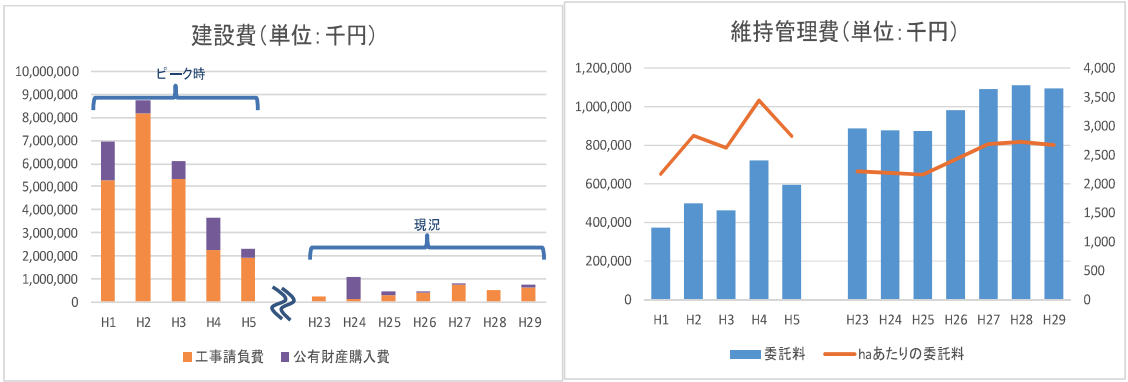


図 3-15　岡崎市における公園の整備費用と維持管理費の推移

③地域制緑地の状況

ア．市街化区域における地域制緑地

市街化区域における地域制緑地は、大樹寺、甲山、岡崎公園周辺、南公園周辺などが風致地区*（170.7ha）に指定されています。風致地区は自然景観の維持保全のため建築行為や樹木の伐採に一定の制限がかけられる地区です。平成 26（2014）年よりやや減少となっていますが、これは指定後の周辺の宅地開発や農地整備に伴い地形の変更があったことから範囲を再精査した結果となります。（表 3-10）

ＪＲ岡崎駅西部や矢作北小学校周辺などでは、生産緑地地区（87.3ha）により、農地が保全されています。生産緑地地区は平成 26（2014）年度から 20ha 弱程度減少しており、解除後は宅地などに転用される場合が多くなっています。

緑地協定*地区は 38.7ha で、主に風致地区に隣接する住宅地などで地域住民の合意による緑化や保全に関する協定の締結により、緑豊かな住環境が確保されています。

条例などによるものについては、市街化区域内で、自然環境や景観上優れた樹林地として 37 箇所、15.3ha の社寺林などが「ふるさとの森」として選定・保全されているほか、新規指定に向けた調査や取組みが行われています。（表 3-11）

イ．市街化調整区域における地域制緑地

市街化調整区域では、優良な農地が農業振興地域農用地区域*に指定され、山地の樹林地は、保安林、地域森林計画対象民有林のほか、市南部の扇子山周辺が三河湾国定公園（特別地域）に指定されています。特に自然豊かな樹林地である茅原沢町神明宮、舞木町山中八幡宮の境内林の２ ヵ所は愛知県自然環境保全地域*に指定されています。

また、村積山周辺をはじめとして、東公園周辺や保母町などの市街化区域に近接した地区を中心に風致地区（596.30ha）が指定されています。

条例等によるものについては、平成 21(2009)年に岡崎市自然環境保全条例に基づく自然環境保護区*として北山湿地が指定されています。また北山湿地と桜井寺のシロバイ自生地の２か所については平成 29（2017）年天然記念物指定を受けています。

表 3-10 地域制緑地の推移

		H25(2013)			R1(2019)		
		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
		面積（ha）	面積（ha）	面積（ha）	面積（ha）	面積（ha）	面積（ha）
地域制緑地（法によるもの）	特別緑地保全地区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	風致地区	173.00	615.30	788.30	170.70	598.70	768.40
	生産緑地	106.80	0.00	106.80	87.30	0.00	87.30
	保安林区域	4.80	2,707.48	2,712.27	4.36	2,555.56	2,559.92
	河川区域	160.41	1,085.89	1,246.30	160.41	1,085.89	1,246.30
	農業用振興地域農用地区域	0.00	2,827.30	2,827.30	0.00	2,721.00	2,721.00
	地域森林計画対象民有林	98.45	11,662.60	11,761.06	78.35	11,947.57	12,025.92
	自然公園区域・国定公園特別地域	0.00	287.00	287.00	0.00	287.00	287.00
	自然公園区域・国定公園普通地域	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	自然公園区域・県立自然公園特別地域	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	自然公園区域・県立自然公園普通地域	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	自然環境保全地域	0.00	19.90	19.90	0.00	19.86	19.86
	保存樹林	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	文化財（天然記念物＋史跡）	14.90	7.00	21.90	14.90	34.45	49.35
	緑地協定	40.10	13.80	53.90	38.70	13.80	52.50

表 3-11　ふるさとの森一覧

	名称	面積（ha）	地域
1	七所神社	1.15	岩津
2	九品院	1.329	岩津
3	明願寺	0.295	中央
4	昌光律寺	0.58	中央
6	随念寺	0.515	中央
7	大泉寺	0.09	中央
8	極楽寺	0.45	中央
9	稲前神社	0.35	中央
10	宇頭神明社	0.45	矢作
11	蓮華寺	0.775	矢作
12	矢作神社	0.345	矢作
13	六所神社	1.14	中央
14	龍海院	0.525	中央
15	吉祥院	0.325	中央
16	太平八幡宮	0.615	大平
17	戸崎神明宮	0.365	岡崎
18	土呂八幡宮	0.79	岡崎
19	日吉神社	0.325	大平
20	真宮神社	0.265	中央
21	大樹寺	0.56	岩津
23	長瀬八幡宮	0.617	矢作
24	法専寺	0.108	中央
25	白鳥神社	0.3	矢作
28	宝福寺	0.115	中央
29	白鳥神社	0.26	中央
30	神明社	0.24	矢作
31	八剣神社	0.27	岩津
32	北野天満社	0.085	矢作
33	天満宮（東蔵前町）	0.18	岩津
34	天満宮（鴨田町）	0.16	岩津
35	井田八幡宮	0.1	中央
36	三嶋神社	0.15	中央
37	中町長狭間①	0.3	中央
38	中町長狭間②	0.17	中央
39	稲荷神社	0.099	岡崎
40	綿積神社	0.095	岡崎
41	甲山	0.81	中央
合計		15.298	

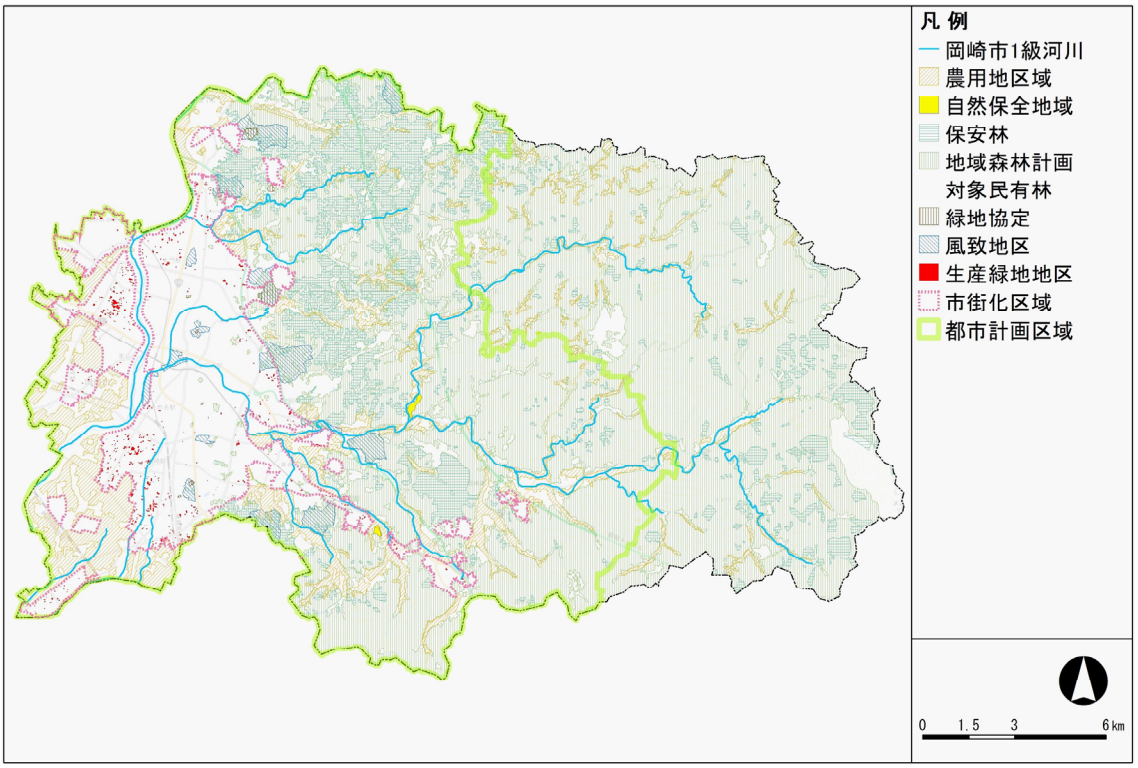

凡 例
岡崎市1級河川
農用地区域
自然保全地域
保安林
地域森林計画
対象民有林
緑地協定
風致地区
生産緑地地区
市街化区域
都市計画区域
0 1.5 3 6km

図 3-16　地域制緑地

(5) 岡崎市を特徴づける緑

①本市の拠点的な緑（4 大公園）

ア. 岡崎公園

岡崎公園は、明治 6(1873)年に公園制度が始まったことを受け、明治 8(1875)年に愛知県で 2 番目の公園として誕生しました。第 2 次世界大戦中の空襲により多くの施設が失われたものの、戦後、戦災復興都市計画事業*の施行において、伊賀川河川敷が公園として占用を受けたことにより、面積 16.5ha 余りの大公園となり、昭和 34(1959)年には岡崎城の天守閣などが復元されました。

岡崎公園は日本の都市公園 100 選、日本の桜の名所 100 選、歴史公園 100 選に選出され、本市のみならず愛知県を代表する公園となっています。

岡崎城跡は、徳川家康の生誕城であり、また、岡崎のまちを形づくる核となってきた岡崎の象徴でもあります。「史跡岡崎城跡整備基本計画」*(平成 16（2004）年 3 月)に基づきこれまで整備事業が実施されてきましたが、社会環境の変化や市制施行 100 周年を迎えた平成 28（2016）年に「岡崎市歴史的風致維持向上計画」*の認定を受けたことを機に、岡崎城跡の歴史文化資産としての価値をより高めるため平成 28（2016）年に計画を改訂しました。また、同計画において石垣を岡崎城跡の価値を構成する要素として位置付けていることから、石垣の保存修理を円滑に推進するため、石垣保存修理計画を平成 29（2017）年 3 月に策定しました。

現在、岡崎公園は家康館、日本庭園、茶室など多くの公園施設を有し、指定管理による運営が行われています。今後の整備運営における課題としては、多くの文化財の維持管理と城跡にふさわしい公園の整備が挙げられます。

表 3-12 岡崎公園の概要

公園種別	歴史公園
主な公園施設	岡崎城跡、三河武士のやかた家康館、日本庭園、茶室、五万石ふじ、飲食施設など
現在の運営維持管理状況	指定管理
年間利用者数	452,300 人／年（平成 29(2017)年）

イ．東公園

東公園は、昭和 37(1962)年に開設した面積約 26ha の自然と文化をテーマにした総合公園です。園内には動物園のほか、本市ゆかりの著名人の記念碑などを配しています。

市街地直近の貴重な緑地であり、動物園や花菖蒲園、秋の紅葉など、子どもから大人まで四季折々に楽しむことのできる公園となっています。

平成 27（2015）年と平成 30（2018）年には広場に恐竜モニュメントの設置が行われ、新たな見どころとなっているほか、動物園ではゾウ舎の改築などが行われました。

課題としては動物園施設の老朽化に伴う再整備のほか、未開設区域（東ゾーン）の有効活用が挙げられています。

表 3-13 東公園の概要

公園種別	総合公園
主な公園施設	動物園、花菖蒲園、ぼたん園、南北亭、動物総合センターなど
現在の運営維持管理状況	市の直営管理
年間利用者数	314,420 人／年（平成 29(2017)年）

ウ．南公園

南公園は、昭和 37（1962）年に開設した面積約 15ha の総合公園です。園内は池を中心に遊園地、テニスコート、交通広場など遊戯施設を中心とした家族レクリエーション型の公園となっています。

遊園地には、メリーゴーラウンドや観覧車、リスコプターなどの親子そろって楽しめる乗り物があります。また、交通広場には、信号機などを配置したコースでゴーカートに乗りながら楽しく交通知識が学べるようになっており、交通安全教育の場としても多くの人に親しまれています。園内には広い池と野鳥の森もあり街中の自然観察の場としても活用されており、近年では遊具の更新やバリアフリー*化が実施されています。

交通広場等施設の老朽化などに伴う再整備が課題となっています。

表 3-14 南公園の概要

公園種別	総合公園
主な公園施設	遊園地、交通広場、梅林、野鳥の森など
現在の運営維持管理状況	指定管理
年間利用者数	452,504 人／年（平成 29(2017)年）

エ. 岡崎中央総合公園

岡崎中央総合公園は、平成 3（1991）年に開設した面積約 107ha を有する、県内唯一の市営の広域公園で、スポーツ、文化、自然をテーマとして整備されました。県における広域防災活動拠点*として位置づけられています。

園内は、野球やテニスをはじめとして、弓道・アーチェリー・相撲などの専用の競技施設、美術博物館、「石の野外ミュージアム恩賜苑」などの文化施設もあり、市外からも多くの人が利用する公園となっています。

課題としては、市内のスポーツの活動拠点としての位置づけを維持していくための総合体育館の将来的な再整備、また広大な未利用樹林地の有効活用などが挙げられます。

表 3-15 岡崎中央総合公園の概要

公園種別	広域公園
主な公園施設	市民球場、総合体育館、美術博物館、バーベキュー広場、テニスコートなど
現在の運営維持管理状況	指定管理
年間利用者数	933,987 人／年（平成 29(2017)年）

②東海道や社寺などの歴史・文化に関わる緑

ア．歴史まちづくりのなかの緑

東海道藤川宿のマツ並木は、旧東海道の両側に 1 km にわたって植栽された約 100 本のマツ並木です。東海道を旅する人々のために宿場の出入り口に植えられたものとされ、県指定天然記念物となっています。またこれらの樹木に対しては病虫害対策や補植などの維持管理を実施しています。

藤川宿周辺で旧東海道という歴史的資源を軸とした魅力ある地域づくりが行われ、ポケットパークの整備や在来品種（むらさき麦）を地域活性化に活かす取組みなどが行われています。



天然記念物「藤川のまつ並木」

イ．ふるさとの森・ふるさとの名木

「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づく景観資産のうち、良好な景観の形成に特に寄与すると認められる「ふるさと景観資産」*として認定された樹林地（市街化区域内 500 ㎡以上）、樹木を所有者と市が協力して長期にわたり保存する制度です。「ふるさとの森」は主として社寺林の森、「ふるさとの名木」は社寺林の大木のほか、「藤川のまつ並木」なども認定されています。

ふるさとの森の選定数（令和元（2019）年度末）は 37 件、ふるさとの名木選定数は 90 箇所となっています。

選定後は所有者と市が協力し長期の保全を目指すとともに、制度の周知を促し新たな選定対象木の情報収集を目的として、毎年名木見学会を実施しています。





ふるさとの名木・ふるさとの森（左：円福寺の大くす　右：九品院）

主な選定基準

樹木が健全であり、樹容が美観上特に優れていると認められるもので、かつ、次のいずれかに該当するもの。

(1) 地上 1.5m の高さにおける幹の周囲がおおむね 1.5m 以上であること
(2) 樹木の高さが地上 15m以上であること
(3) 株立ちした樹木の高さが3m 以上であること
(4) 樹木がはん登性のもので、高さが3m 以上で、かつ、枝葉の面積が 30 ㎡以上であること
(5) 奇形木又は珍奇な樹木で相当な樹齢を経たものであること
(6) 希少価値又は歴史的価値があるものとして認められ、かつ、保全の必要があると認められるものであること
(7) 当該地域において教育的な価値があるものとして認められ、かつ、保全する必要があると認められるものであること

図 3-17 ふるさとの名木の選定基準

ウ. さくら 100 年プロジェクトによる名所づくり

平成 28（2016）年に迎えた市制 100 周年記念事業の一環として、「さくら 100 年プロジェクト」が実施されました。これは本市で親しまれる桜の名所をさらに充実させるとともに、保護育成を計画的に行い次の 100 年に引き継ぐものとして、岡崎公園周辺の桜の保全をはじめ、桜並木づくりや民間用地への植樹によるスポットづくり、市民参加による桜の育成・保護活動などが行われました。

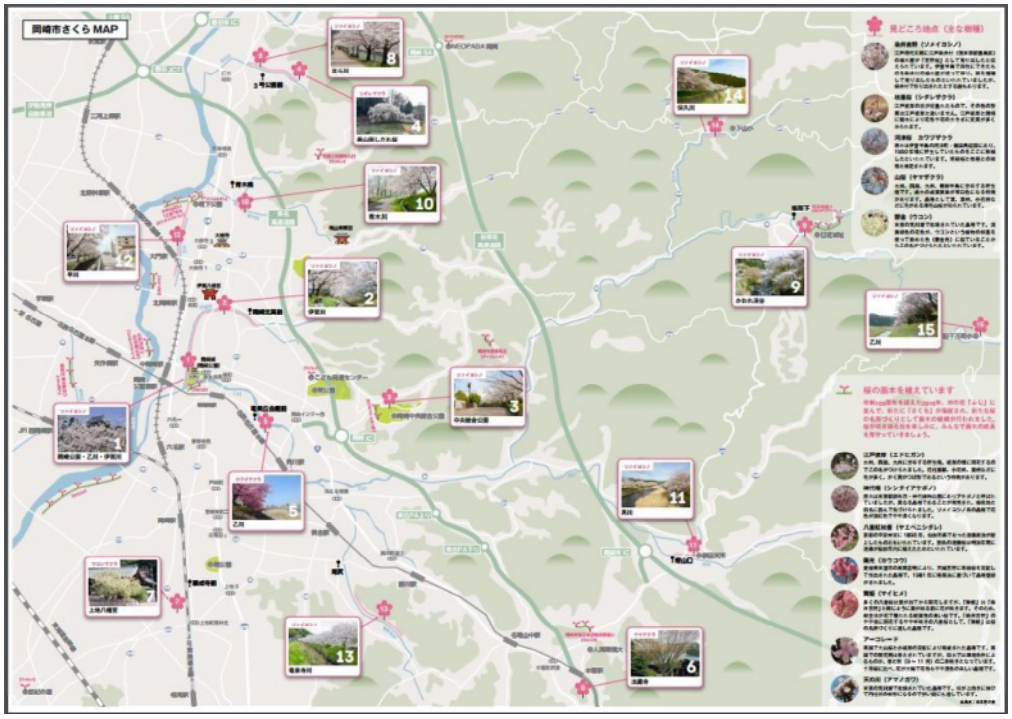


図 3-18 岡崎市さくらマップ

③官民連携による新たな緑の拠点整備

ア．乙川リバーフロント地区の整備と活用

乙川リバーフロント地区とは、名鉄東岡崎駅、乙川河川緑地、桜城橋、中央緑道、籠田公園、りぶら、岡崎公園など市の主要な拠点施設を含む 157.2ha の地区で、これらを含めた地区内の公共資産を活用しながら街の活性化を促す公民連携まちづくり「QURUWA 戦略」の実現に取組んでいます。

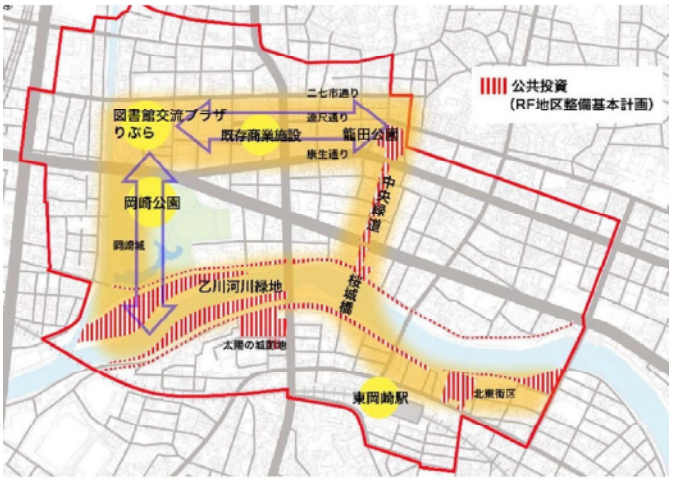


図 3-19　乙川リバーフロント地区と主要回遊動線 QURUWA

イ．桜城橋～中央緑道～籠田公園の整備

乙川リバーフロント地区の東岡崎～中央緑道・籠田公園へ続く歩行者動線として一体的な活用につながる空間整備が行われています。桜城橋～橋詰広場は、公募設置管理制度（Park-PFI）*による休憩施設や飲食店の整備・運営と園路やトイレなどの特定公園施設整備が予定されています。また桜城橋は、上部工・高欄などの仕上げに額田地域産のヒノキ材を使用するなど、地域資源を活用した橋づくりを進めています。

平成 31（2019）年に再整備が完了した籠田公園では再整備に当たり公民連携により利活用に向けた市民ワークショップ、地元説明会などを経て設計案が取りまとめられ、「エリアの価値を高める街のシンボルとしてのオープンスペース」と位置付けられています。



桜城橋と籠田公園

3-3 市民と緑の関わり

（1）市民による緑化推進に関わる活動

①地域花壇の活動

地域花壇は市民による身近な緑化推進活動として、各町内会など地域の協力のもとに実施されている制度です。市が種子を配布し、地元住民が育成・維持管理をするもので、取組みへの支援や活動の拡大を目指し、年に 1 回の全市花壇コンクールが開催されています。



地域花壇の活動（令和元年コンクール最優秀賞・優秀賞花壇）

②CGC 協会*による樹木維持活動

CGC（Clean　Green　Conservation）協会は地域の町内会など地元住民団体で結成されるボランティア組織で、市内の街路樹の維持管理の担い手となっています。現在の結成数は 29 団体（令和元（2019）年時点）で、主な活動は地域の道路植栽帯及び付近の清掃、除草、潅水作業などです。5 人以上の団体であること、年間 12 回以上の活動が継続的にできる団体であること、町内で結成された団体であることなどが結成条件となっており、地域の町内会や老人会、子ども会などが主な構成主体となっています。市では活動に対する支援として、年間で一定額の助成金の支給、ボランティア保険への加入などの支援を実施しています。

近年では活動を主に担ってきた地域住民の高齢化や社会環境の変化に伴う参加者数の減少などがあり、活動はやや伸び悩む傾向となっています。

③公園愛護会

本市の街区公園などの身近な公園は、その半数以上で公園愛護会により公園内の清掃、除草、トイレ清掃などの維持管理活動が実施されています。現在の結成数は 128 団体（令

和元（2019）年時点）で、街区公園・近隣公園などの住区基幹公園のほか、一部は都市緑地*や緑道など含め計 156 箇所（令和元（2019）年時点）で活動が行われています。

これらの団体は CGC 協会活動と同様に 5 人以上の団体であること、年間 12 回以上の活動が継続的にできる団体であること、公園が立地する町内で結成された団体であること、などが結成条件となっており、地域の町内会や老人会、子ども会などが主な構成主体となっています。市では活動に対し、年間で一定額の助成金の支給、ボランティア保険への加入などの支援を実施しています。

近年では愛護会活動を主に担ってきた地域住民の高齢化や社会環境の変化に伴う参加者数の減少などがあり、活動はやや伸び悩む傾向となっています。

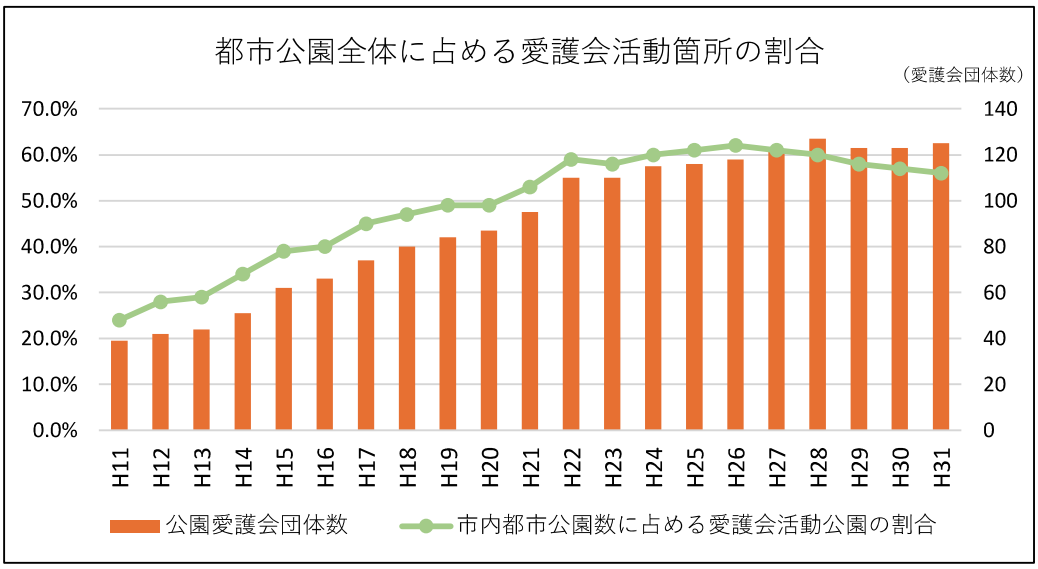


図 3-20　公園愛護会活動団体数の推移

④村積山公園のパークマネジメント活動

村積山自然公園では、令和元（2019）年より市民参加型のパークマネジメント*活動として「奥殿ガーデンクラブ」による庭づくり、庭園を活かしたイベント（岡崎トレッドゴードマーケット）や、SNS による植物情報の発信などが行われています。



奥殿ガーデンクラブの活動・岡崎トレッドゴードマーケット

（2）市民による緑化推進の支援

①緑化補助制度

本市における緑化補助制度には生垣の設置、屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化があります。このうち、空地緑化・駐車場緑化は平成 28（2016）年に新たな緑化の対象として加えられるなど、都市緑化技術の向上や市民のニーズに合わせた制度の見直しが随時行われています。また、愛知県では県内の森と緑を県民共有の財産として将来に引き継ぐため「あいち森と緑づくり税」を財源とした「あいち森と緑づくり事業」*を実施しています。本市では、主に規模の大きい緑化への支援（都市緑化推進事業費補助制度）に活用しています。

表 3-16 補助対象の緑化の条件

市街地緑化補助制度（市）	共通	・補助金を受けて設置した緑地は、5 年間（緑地協定区域内では 10 年間又は協定期間満了の日まで）はその保全に努めると同時に、常に健全な管理を行い、育成に努めること ・緑化事業に使用する植物の種類は、土地と周辺環境に適した植物（多年草を用いる場合は育成期間が 2 年以上のもの）とすること ・道路の幅が 4m未満の狭い道路に沿った場所に緑地を設置する場合は、道路後退線（道路の中心から 2mの距離の線）より敷地側に設置すること
	生垣の設置	・宅地の周辺の道路に沿った場所で、連続 3 メートル以上の延長があること ・生垣 1 メートル当たり 2 本の樹木を以上植栽すること ・樹木の高さは、土地面から 80 センチメートル以上であること ・植栽地をブロックや見通しの悪いフェンスなどで囲む場合は、その高さは土地面から 50 センチメートル以下であること
	屋上緑化	・上部に屋根のない建物の屋上に、樹木、地被植物、多年草を主体とした面積 3 平方メートル以上の植栽をすること（地被植物のみでも可）
	壁面緑化	・建築物の壁面又は道路から眺望できる擁壁に、つる性植物又は多年草を主体とした面積 3 平方メートル以上の植栽をすること
	空地緑化	・建築物、工作物、駐車場が無い場所に、樹木又は地被植物、多年草を主体とした 20 平方メートル以上の植栽を設置すること
	駐車場緑化	・駐車場に、防護資材と地被植物を併用した 10 平方メートル以上植栽を設置すること
都市緑化推進事業費補助制度（県）	屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	・下記条件のいずれかを満たすこと 1. 道路から眺望できること 2. 不特定の人が立ち入って見ることができること 3. 管理者などの了承のもと、必要に応じて見ることができること ・面積 50 平方メートル以上であること
	生垣の設置	・植栽の延長の 60 パーセント以上が公道に面し、1 メートル当たり 2 本以上（樹高 0.8 メートル以上のもの）植栽されていること ・延長 15 メートル以上であること

②緑に関する講習会・イベントの実施

本市では、市民の緑に関する知識や技術の向上を通し、緑化や緑に関する活動に意欲ある市民を増やすことを目指し、緑化に係る講習会など（緑化推進講演会及び緑化推進団体の実施する講習会など）を実施してきました。緑化推進団体は園芸植物の栽培を中心とした活動を行う市民団体で、市民自身による緑の啓発活動として公園での展示会などにも参加しています。

前回計画の計画期間後半においてこれらの講習会の参加者がやや減少する傾向となりました。これは内容や参加者層の固定化などが主な原因とみられています。

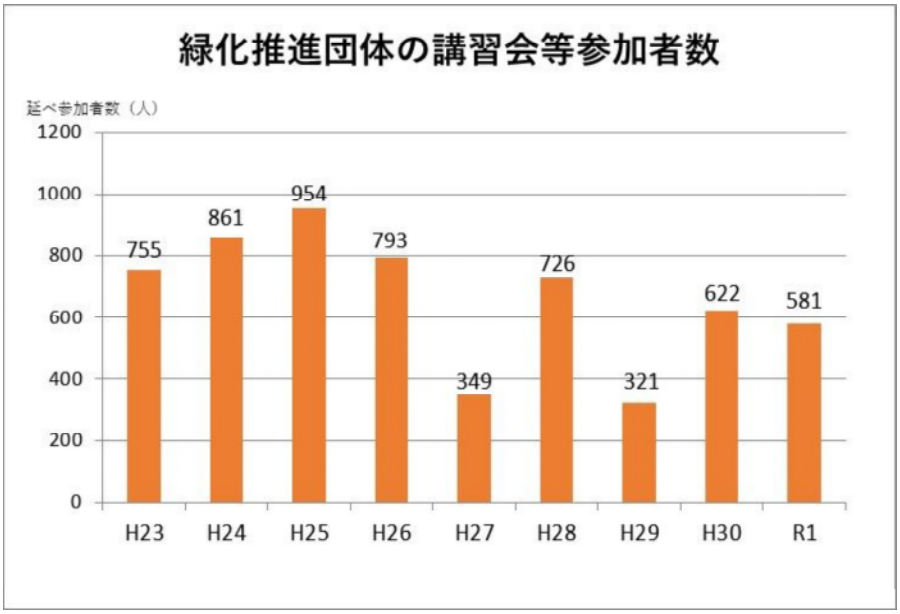


図 3-21　緑化推進団体講習会・緑化推進講演会への参加状況の推移

一方で、地域住民が公園の維持管理・活用に積極的に関与する活動と連携した講習会（実際に公園を活動の場として行うガーデナー講座やフォレストキーパー講座など）の取組みも始められています。



講座の開催

（3）身近な自然環境の保全に関わる活動

①水とみどりの森の駅の活動

本市における環境学習・市民交流・地域振興などの拠点として「水とみどりの森の駅」*があります。令和２（2020）年現在、５か所が設置されており、このうち都市計画区域内には「おかざき自然体験の森」「おおだの森」「こども自然遊びの森わんPark」が位置しています。

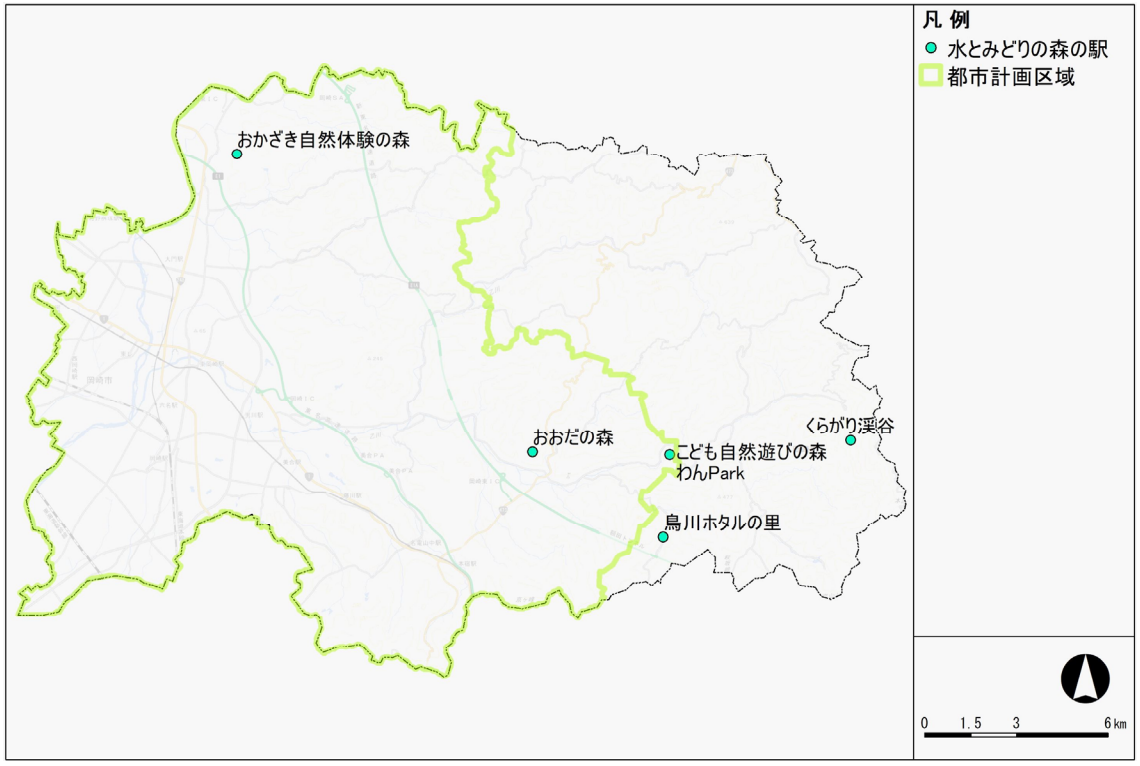


図 3-22　水とみどりの森の駅　位置図



水とみどりの森の駅（左：おおだの森　右：おかざき自然体験の森）

②希少な動植物の保全に関わる活動

中南部の丘陵地に位置する北山湿地は本市内で最も大きな湿地であり、平成 21（2009）年に自然環境保全条例に基づく自然環境保護区に指定、平成 29（2017）年に県の天然記念物に指定されました。湧水湿地に特徴的な生物群が確認されており、本市の生態系ネットワーク形成における拠点（コアエリア）として保全管理計画を策定、ボランティアによる保全活動や自然観察会などの環境教育が行われています。





北山湿地

（4）公園愛護運営会の取組み状況

公園愛護運営会の取組みは前回計画に基づき、平成 27 （2015）年から検討を開始しました。平成 28（2016）年 5 月、針崎東町の地域住民の皆さんと本市公園緑地課及び NPO 法人岡崎まち育てセンター・りたによる初の会議体を発足、公園活用に向けた話し合いを開始しました。対象は春咲の丘公園、春咲れんが公園、春咲さくら公園の 3 か所とし、公園を地域で楽しむ・活用する取組みとして、公園での花火大会や水遊びの会を実施するなどの行事を行いました。また、花や緑に関心のある市民が公園に積極的に関っていくための導入策として、「ガーデナー養成講座」や「フォレストキーパー講座」の公園での実施など、現地での継続的な活動に繋げる取組みを実施しました。



公園愛護運営会の活動状況

令和 2（2020）年 4 月現在、公園愛護運営会の活動取組みは 5 か所まで拡大し、それぞれの地区で実践が進められています。実践を通じてこれまで見えてきた課題には以下のようなものが挙げられます。

表 3-17 公園愛護運営会の取組みに関する課題

・トイレ清掃（必須項目）の問題：負担したくない住民との調整
・地域花壇との位置付けの調整（地域花壇への登録、コンクール参加の可否、設置）
・世代が変わった時に愛護運営会が存続することができるか
・地域のバランス（熱心な地域とそれ以外）によって公園選定の制限が出る場合がある
・愛護運営会として一年度活動してから報償金が支払われるため、初年度の活動費確保問題
・民間企業による愛護運営会の取組み
・イベントなどの公園利用が多い子ども会への働きかけ
・公園のスポーツ施設利用が多い団体への働きかけ
・防災に注力している地域への公園利用の提案
・NPO 法人の地域貢献の一環としての公園活用
・健康作りに焦点を置いた愛護運営会の設立（公園でラジオ体操、ヨガなど）
・小中学校とコラボした愛護運営会





公園愛護運営会とは？

（愛称：公園育み隊）



岡崎市緑の基本計画改訂版（2016 年）で提唱された新しい仕組みです。公園の緑の機能を維持し、さらに地域のニーズに応えて質を向上させていくために、市民一人一人がこれまで以上に地域の公園を「自分たちの庭」として捉え、主体的に活用・維持していく「公園愛護運営会」が創出されました。

HP はこちら

公園愛護運営会の活動メンバーには





・町内会、子ども会、老人会などの地縁組織
・小中学校などの教育機関
・ボランティアや NPO、事業者　などが期待されます。

※活動メンバーには地元役員が入っている必要があります。

公園愛護運営会をつくるには

1. どこで？ 活動を実施する公園を決めよう
2. だれと？ 仲間を集めよう
3. どんな公園にしたい？ 目指す公園の姿を考えよう
4. 何をする？ 活動内容を決めよう

市と連携してガーデニング講習会等を開催し、活動メンバーを集めることもできます。



設立までは岡崎市がサポートします。お気軽にご相談ください。

公園愛護運営会の設立！
（『都市公園愛護運営会協定書』の締結）

公園愛護運営会の活動



必ず実施する活動

- ☑ 清掃活動
- ☑ トイレ清掃
- ☑ 除草・草刈り
- ☑ 公園施設の日常点検
- ☑ 遊具破損等不具合の市への連絡＆応急的な使用禁止対応
- ☑ 公園の利用調整

実施を選べる活動

- ・花壇の設置　・花壇の管理
- ・市主催の花壇コンクール参加
- ・プランターの設置　・プランターの管理
- ・農園の設置　・農園の管理
- ・中低木の管理
- ・非営利の地域イベント※
- ・防犯パトロール　・遊具等公園施設のペンキ塗り
- ・その他

※営利目的のイベントは、別途申請が必要です。

（2020 年 7 月発行）

お問い合わせ　岡崎市都市整備部公園緑地課　計画係
〒444-8601　愛知県岡崎市十王町二丁目 9 番地
0564-23-6717　0564-23-6559　koen@city.okazaki.lg.jp

公園愛護運営会の活動パンフレット

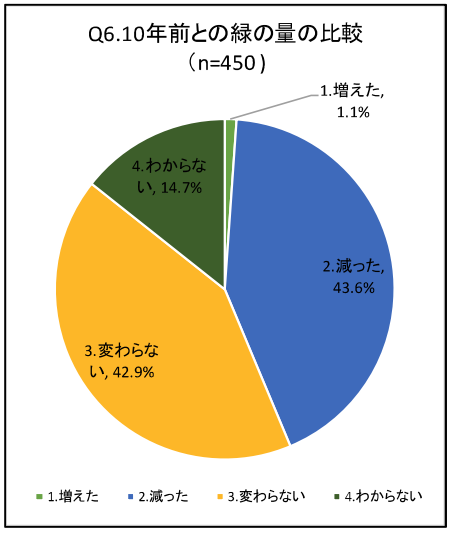
3-4 市民の緑に関する意向

【市民アンケート結果の緑の基本計画への反映】

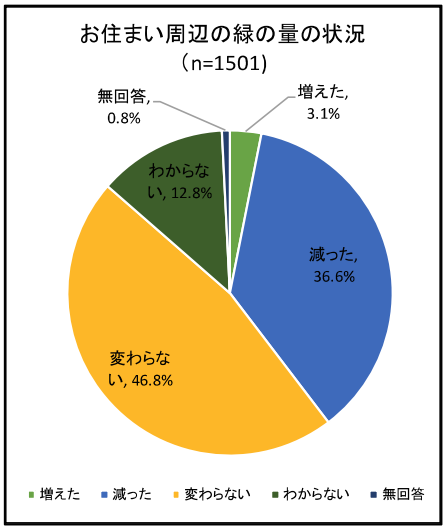
令和元（2019）年 12 月に岡崎市在住の 18 歳以上の市民を対象に実施した「岡崎市緑の基本計画策定に関するアンケート調査」では 450 名を超える市民の方からの回答を頂きました。これらの主な結果の概要と、計画への反映を以下に概略で示します。

10 年前との緑の量の比較

・ 10 年前と比較して緑の量が「減った」とする割合は 43.6%で、愛知県全体（36.6%）より高くなっていました。



岡崎市



愛知県全体

県データ出典）愛知県広域緑地計画（平成 30 年度）

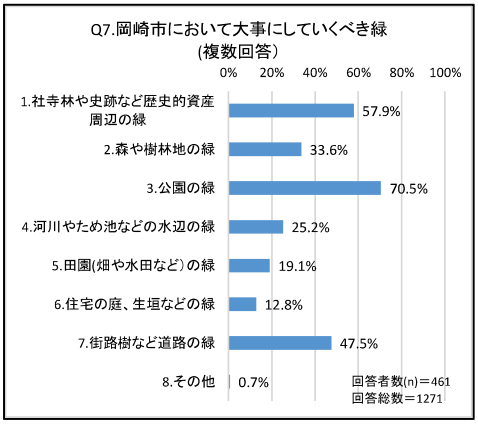
→市民が感じる身近な緑の量的な減少に加え、近年の緑の多様な機能や効果（グリーンインフラ）への期待が高まっている社会状況を考慮し、森林・農地・河川・市街地の緑など多様な面から緑の保全・創出と維持管理を推進していきます。

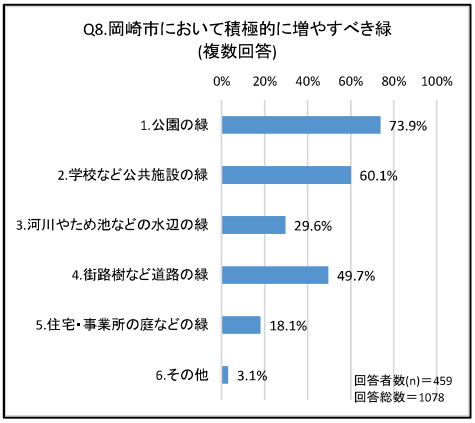
（6 章の基本目標１・基本目標２における施策群や、7 章の計画評価指標などへ反映）

岡崎市において大事にしていくべき緑・積極的に増やすべき緑

・　大事にしていくべき緑・積極的に増やすべき緑は、いずれも「公園の緑」が最も多くなりました。

・　その他としては「社寺林や史跡など歴史的資産周辺の緑」、積極的に増やしていくべき緑として「学校など公共施設の緑」が半数以上の回答となりました。





→市民に最も身近な緑として、公園の利活用や魅力向上を今後も市民協働で進めるとともに、公園や河川緑地の再整備・活用を推進します。

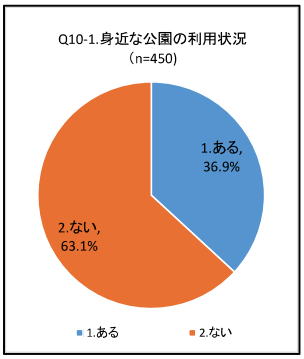
（6 章の重点プロジェクト「公園活用・再編プロジェクト」へ反映）

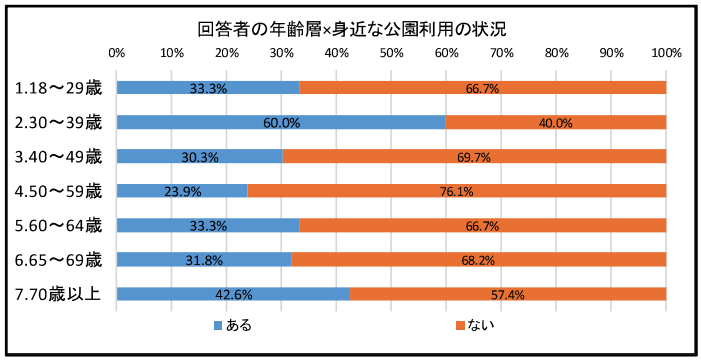
→「ふるさとの森」「ふるさとの名木」制度の活用や歴史的景観の緑の保全、公共施設の緑化推進を今後も推進します。

（6 章の重点プロジェクト「風格あるまちの緑の継承プロジェクト」、取組施策 3-1-1、取組施策 3-1-3、取組施策 2-4-2 などに反映）

日常的に利用する身近な公園の有無

・　日常的に利用する身近な公園が「ある」とした回答は 36.9%で、30 歳代で最も多くなっていました。





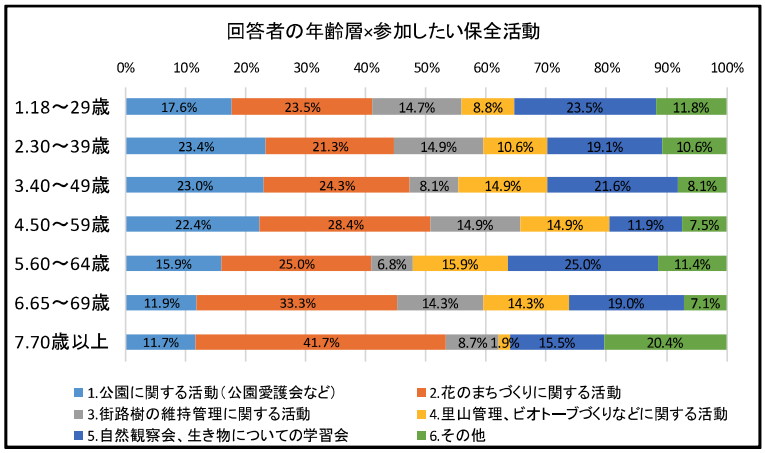
→様々な世代の市民のニーズに対応し、日常的に利用したい公園にしていくための取組みを進めます。

（6 章の重点プロジェクト「公園活用・再編プロジェクト」へ反映）

緑の保全で関わりたい活動

・　「花のまちづくりに関する活動」はすべての年代で意欲が高く、特に高齢者層で高くなっていました。

・　「公園に関する活動」は、現在それほど参加が活発ではない 30～50 歳代の意欲が比較的高くなっていました。



→花を介した公園やまちづくり活動に今後も注力していきます。

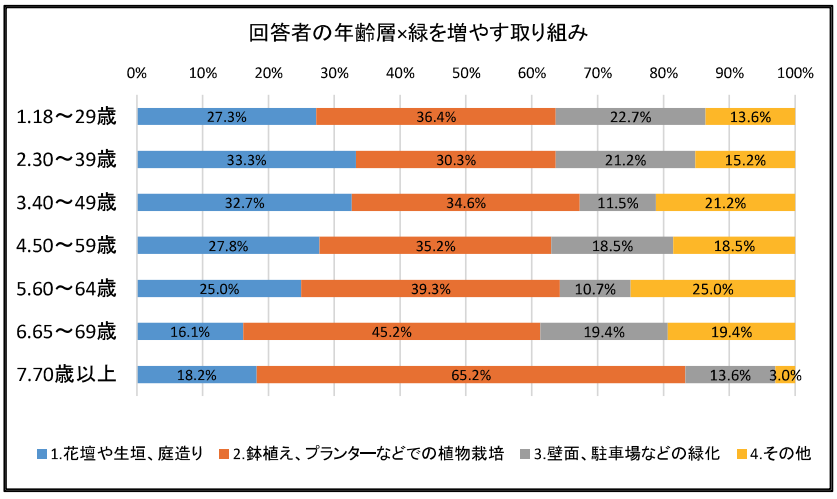
→働く世代も参加しやすく、魅力を感じる公園活用の仕組みを進めていきます。

（6 章の重点プロジェクト「公園活用・再編プロジェクト」などへ反映）

取組んでみたい緑を増やす活動

・　「花壇や生垣、庭造り」は 30～40 歳代、「鉢植えやプランターなど植物栽培」は 65 歳以上で割合が大きくなっていました。

・　壁面、駐車場などの緑化は年齢層が若いほど利用意向が多くなっていました。



→世代やライフステージに応じた緑化助成制度の PR や花の育て方・花壇の作り方講習会などの取組みに反映していきます。

（6 章の重点プロジェクト「世代を繋ぐ緑の学びプロジェクト」など）